

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年9月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置計装用空気圧縮機の冷却水配管の流量監視用覗き窓に汚れが認められたため、当該覗き窓を点検・清掃	D	
2	2号機	原子炉建屋3階燃料プール冷却浄化系ポンプ室の蛍光灯に脱落が認められたため、当該蛍光灯を点検・修理	D	
3	4号機	直流電源系機能検査において、電圧計の測定範囲の校正記録と機能検査の試験電圧範囲の判定基準に相違が認められたため、対応検討	C	
4	4号機	制御棒及び燃料支持金具同時掴み具の点検において、掴み具上部のワイヤー端末部に破損が認められたため、当該部を修理	D	
5	5号機	原子炉格納容器2階の床面のグレーチングと側板溶接部に外れが認められたため、当該部を修理	D	
6	5号機	制御棒駆動水圧制御ユニットの制御棒挿入用排出側電磁弁（30-03）の漏えい確認において、管理値外れが認められたため、当該弁を修理	D	
7	5号機	復水脱塩装置硫酸希釈水流量計の点検において、同端子箱の蓋ガスケットに破損が認められたため、当該ガスケットを交換	D	
8	5号機	復水脱塩装置脱塩搭（2）出口導電率検出器の点検において、検出元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	5号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（B）の点検において、ケーシングカバーボルト・ナットにカジリ（4本）が認められたため、当該ボルト・ナットを修理	D	
10	5号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン高圧蒸気止め弁のドレン水位調整弁用電磁弁にエアリークが認められたため、当該電磁弁を交換	D	
11	5号機	給水加熱器（1A）加熱蒸気（高圧タービン7段抽気）入口弁用電磁弁の点検において、排気側よりエアリークが認められたため、当該電磁弁を交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	5号機	復水回収タンクレベル調整弁の空気駆動部の漏えい確認において、圧力降下が認められたため、当該部を修理	D	
13	5号機	残留熱除去海水系ポンプA系出口ストレーナ（A-B）の連絡弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	5号機	復水脱塩装置復水脱塩塔（No. 3）廃液出口電動弁駆動部の点検において、フレキシブル電線管の接続部に損傷が認められたため、当該部を交換	D	
15	5号機	燃料交換機制御用計算機の遠隔操作盤のプリンタに紙送り不良が認められたため、当該プリンタを点検・修理	D	
16	集中環境施設	焼却工作建屋主排気ダクト放射線モニタB系にサンプリング流量の異常を示す警報発生が認められ、流量調整が出来ないため、当該モニタを点検・修理	D	
17	集中環境施設	廃液乾燥固化系造粒機補助リレー盤（B）内の配線表示と接続図面記載が一致しないため、対応検討	D	
18	その他	海生物処理設備の冷却水ポンプ（A）駆動用電動機の点検において、電動機据付け台の穴に腐食が認められボルト止めができないため、当該部を修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで